株式会社ミレアホールディングス 取締役社長 石 原 邦 夫 殿

> 株主 全日本損害保険労働組合 中央執行委員長 吉田有秀

貴社第5回定時株主総会でご質問したい事項について

来る貴社第5回定時株主総会にて、以下の趣旨でご質問したく、事前にご連絡申し上げます。

記

- 一.貴社子会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下、東京海上日動)は自動車保険、第三分野商品などの「保険金不払い問題」で、金融庁から厳しい行政処分(業務改善命令並びに業務一部停止命令)を受け、火災保険の「保険料取り過ぎ」の事実があったことも明らかになっています。これらは、保険会社として絶対にあってはならない、東京海上日動にとっても創業以来の異常事態です。なぜ、このような事態が起きたのか、石原社長はその責任をどうとるのか、二度と同様の問題を起こさないために東京海上日動の体質をどう直していくのか、についてお答え下さい。石原社長は潔く責任を認め、これらの問題を引き起こした経営陣を一新することが、再発防止の大前提となると考えますが、この点も含めてお答え下さい。
- 一.東京海上日動の「保険金不払い問題」、「保険料取り過ぎ問題」の対処については一貫して、真摯な反省の姿勢が伝わってきません。例えば、3月27日、全国紙に掲載された新聞に紙上に東京海上日動の広告は「お詫び」ではなく「お知らせ」となっています。「保険金不払い」は「不適切な取扱い」と表現され、これでは何をさしているのか、一般の消費者にはわかりません。また、業務停止命令を受けたことについては「多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫びします」と言っていますが、「保険金不払い」そのものへの謝罪はありません。これは、「第5回定時株主総会招集通知」の「添付書類」の記述についても同様です。東京海上日動は、RA制度廃止問題に係り、国会の場で、山本金融担当大臣から「人を大切にする企業であってほしい」、「力の強いもの大きいものほどヒューマニズムが大事」と言われていますが、これは、東京海上日動の諸々の経営姿勢が、世間からどのように思われているかの証左ではないでしょうか。「不払い問題」そのものを謝罪し、消費者に対しても、従業員に対しても、人を大切にする経営姿勢に変わることを宣言すべきと考えます。経営責任者としての見解をお答え下さい。

- 一・東京地方裁判所は、平成19年3月26日、東京海上日動が強行する契約係社員制度の廃止を違法とし、原告全員が7月1日以降も、契約係従業員としての地位にあることを認める判決を出しました。また、5月23日には、東京都労働委員会が、貴社が全損保日動外勤支部に支配介入した事実を認定し、組合員から奪った組合費の返還、組合差別の是正、組合への謝罪文の交付を命じる命令を下しました。しかし、貴社は、いずれにも従わず、東京高等裁判所への控訴、中央労働委員会への再審査申立を行ない、違法行為を続けています。控訴や再審査申立は、法律上認められた権利ではあり、例えば反社会的行為などには、企業として徹底してたたかうことが必要です。しかし、儲けのための外勤社員切り捨て、組合を嫌悪した支配介入という問題が司法から断罪されたのですから、真摯に受け止め、事態の解決にあたることが常識ではないでしょうか。金融庁から行政処分が下れ、法令遵守の姿勢が問われていることからも、この問題は単なる労使課題ではなく、東京海上、ミレアグループ全体の信頼に係ります。ただちに、判決と命令に従い、労使紛争を解決すべきです。経営責任者としての見解をお答え下さい。
- 一.契約係従業員制度は、保険会社に直接雇用され、十分な商品知識を持ち、事故対応などでも力を発揮する、極めて優れた募集制度です。貴殿は、平成19年3月に、日本損害保険協会協会長として、保険募集人の資質の向上を行うとして、募集人試験のレベルアップ、再受験制度の導入などの諸施策を打ち出していますが、もし本当にそう言うのであれば、経済合理性がないからと契約係従業員制度を廃止することは許されません。仮に、制度廃止を決めた以降に、保険募集人の資質の向上が重要だという考えに立ち至ったというのであれば、ただちに、契約係従業員制度の廃止は再考されるべきです。貴殿の言葉に責任を持ち、見解をお答え下さい。
- 一.東京海上日動も参加している「国連グローバル・コンパクト」は、人権、労働、環境、腐敗防止の4つの分野で企業行動10原則を定めています。しかし、契約係従業員制度廃止に係る東京地方裁判所の判決、組合差別に係る東京都労働委員会の命令で、断罪された行為は、この原則を大きく踏み外すものです。とりわけ、労働分野の原則3「組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする」、原則6「雇用と職業に関する差別を撤廃する」とは、まったく相容れません。これは、CSRに対する貴社の認識が欠如している結果です。過去、野村證券が男女差別問題での東京地裁判決などを理由に、スウェーデンの GES 社からSRIの観点で投資不適格とされた事例もあります。国際基準をないがしろにすることは、今後のグローバル競争で重大な障害になりかねません。判決や命令を踏まえて、今後に向けたCSRに関する貴社の認識と、グローバル・コンパクトの原則をどう実践していくのか、についてお答え下さい。